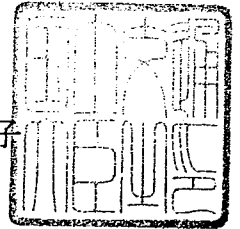


# 認 定 書

国 住 指 第6888号  
平成14年8月20日

太陽工業株式会社  
代表取締役社長 能村 光太郎 様  
他22社（別添1の通り）

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第108条の3第1項第二号の規定に適合するものであることを認める。

## 記

### 1. 認定番号

NFNN-9931

### 2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

膜材料を屋根に用いた建築物における主要構造部の構造方法

### 3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添2の通り

## 膜材料を屋根に用いた建築物における主要構造部の構造方法

### 1 適用範囲等

#### 1. 1 適用範囲

本構造方法は、建築物の屋根の全部又は一部を平成12年建設省告示第1446号に規定する膜材料を用いた平成14年国土交通省告示第666号に適合する構造とした建築物を適用範囲とする。

#### 1. 2 用語の定義

本構造方法で使用する用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

##### (1)膜材料等の部分

屋根及び外壁の膜材料で造られた部分ならびにこれを支持し、又は補強するためのワイヤーロープ、合成繊維ロープ、ステンレス鋼線、取付金具その他これらに類する部分をいう。

##### (2)膜構造部分

膜材料等の部分を有する建築物の部分で、その他の部分と床又は壁若しくは戸で区画された部分、又は、膜材料等の部分を有する建築物の全体をいう。

### 2. 膜構造部分の防火上の措置

#### 2. 1 膜構造部分の用途

膜構造部分は、次に掲げる用途に供するものに限る。

A (開放型) : 2.2の基準により外周部が外気に開放されているもので、以下に掲げる用途その他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの

A-① 水泳場、テニスの練習場、スケート場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれの著しく少ないスポーツの練習場

A-② 通路、休憩所その他これらと同等以上に火災の発生のおそれの著しく少ない用途

A-③ 自転車置場

A-④ 作業場

A-⑤ 遊技、イベント広場

A-⑥ 観覧場

A-⑦ 停留所、バイク置場

B（閉鎖型）：以下に掲げる用途その他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの

B-① 水泳場、テニスの練習場、スケート場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれの著しく少ないスポーツの練習場

B-② 通路、収納可燃物の少ないロビー

B-③ 体育館

## 2. 2 外気への開放性の確保に関する基準

以下の（１）から（３）の基準に適合すること。

（１）膜構造部分の常時外気に開放されている開口部（開口部の上端が天井面又ははりの下端の高さに設けられ、かつ開口部の大きさが高さ方向に2.1m（天井面又ははりの下端が床面から2.1m未満の高さにある場合は、その高さ）以上確保されているものに限る。以下（２）において同じ。）の面積の合計が、当該膜構造部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するものがある場合においては、その端。以下同じ。）で囲まれた部分の水平投影面積の $1/6$ 以上であること。

（２）常時外気に開放された開口部の幅の総和が外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計の $1/4$ 以上であること。

（３）膜構造部分の各部分から、（１）及び（２）の基準を満たす開口部に至る水平距離が30m以内であること。

## 2. 3 防火上の措置

膜構造部分は、2. 1の区分に応じて以下の防火上の措置を講じること。

（１）A-①からA-③の場合

① 膜材料等の部分は、床からの高さ2.7m未満の部分に設けないこと。

② 膜材料等の部分の床からの高さが5.0m未満のものについては、不燃材料である膜材料を使用すること。

(2) A-④からA-⑦の場合

- ① 膜材料等の部分は、床からの高さ 5.0m 未満の部分に設けないこと。
- ② 膜材料は不燃材料のものを使用すること。

(3) B-①の場合

- ① 膜材料等の部分は、床からの高さ 2.7m 未満の部分に設けないこと。
- ② 膜材料等の部分の床からの高さが 5.0m 未満のものについては、不燃材料である膜材料を使用すること。
- ③ 膜材料等の部分が延焼のおそれのある部分以外の部分に設けられていること。

(4) B-②及びB-③の場合

- ① 膜材料等の部分は、床からの高さ 5.0m 未満の部分に設けないこと。
- ② 膜材料は不燃材料のものを使用すること。
- ③ 膜材料等の部分が延焼のおそれのある部分以外の部分に設けられていること。

3. 膜構造部分以外の部分の構造等

3. 1 膜構造部分以外の主要構造部

膜構造部分以外の主要構造部は耐火構造とすること。

3. 2 膜構造部分における膜材料等の部分以外の主要構造部

膜構造部分における膜材料等の部分以外の主要構造部は耐火構造とすること。

3. 3 膜構造部分と膜構造部分以外の部分との区画（図 1 から図 3 参照）

膜構造部分と膜構造部分以外の部分とは、耐火構造の壁、床、若しくは特定防火設備で防火区画し、かつ膜構造部分以外の部分の外壁と膜材料等の部分が接する場合は、膜材料等の部分から上部 90 cm 以内における当該外壁の開口部には法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備を設けること。ただし、膜構造部分が 2.1 A（開放型）の A-①から A-③の場合で、かつ、膜構造部分以外の部分のうち膜構造部分に隣接する部分を通路、収納可燃物の少ないロビーその他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する場合については、この限りではない。

膜材料等の部分から上部 90 cm 以内における外壁の開口部には法第 2 条第九号の二に規定する防火設備を設置

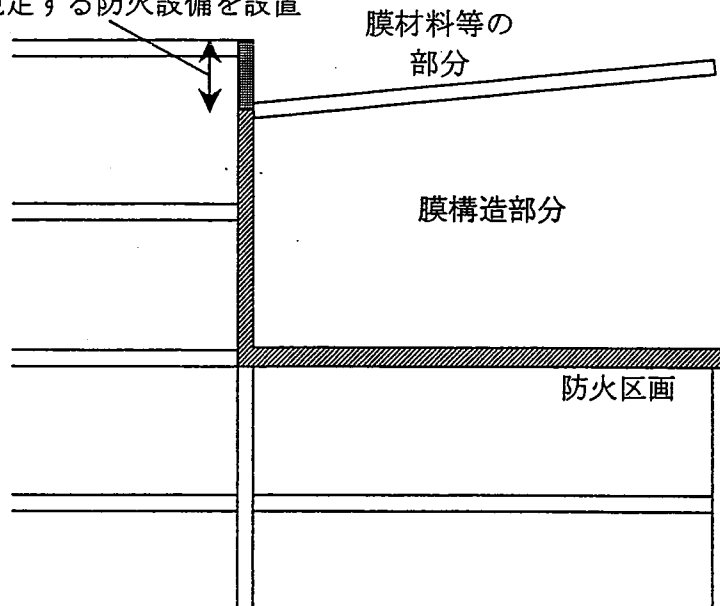


図 1 開放型の例

膜材料等の部分から上部 90 cm 以内における外壁の開口部には法第 2 条第九号の二に規定する防火設備を設置

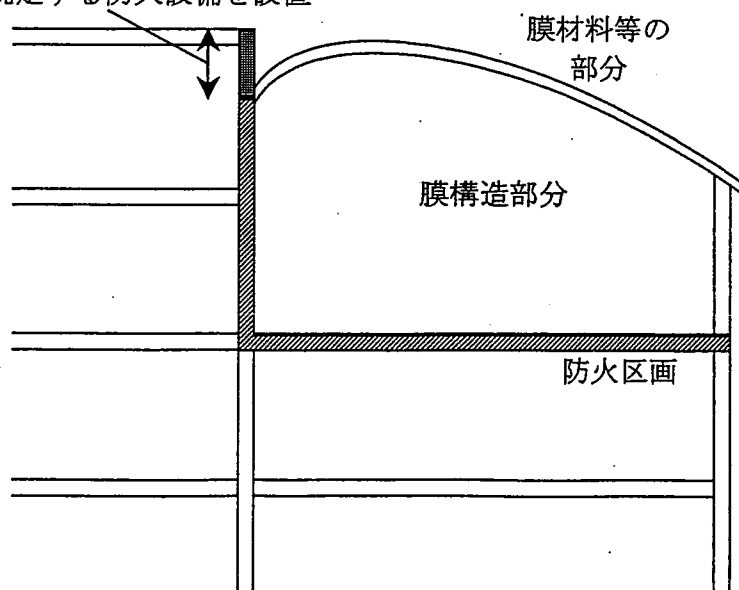


図 2 閉鎖型の例

・延焼のおそれのある部分は設置不可

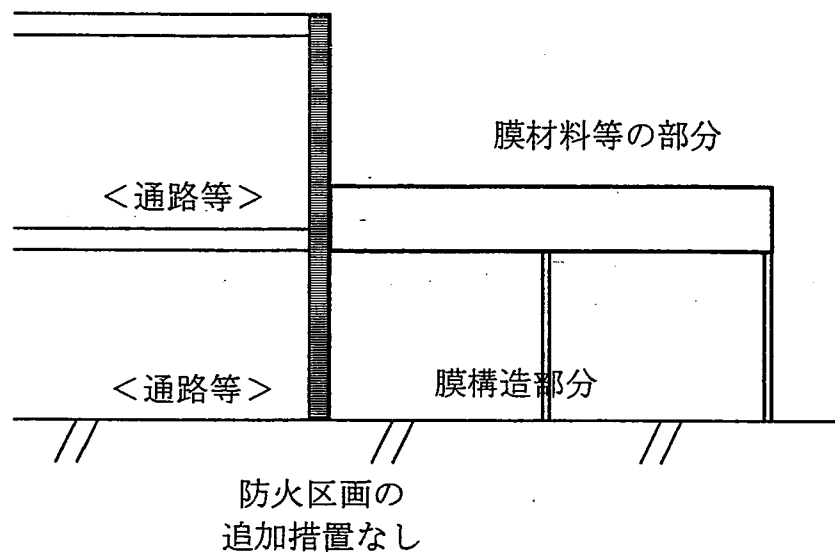


図3 開放型で、膜構造部分に隣接する部分を通路等の用途に供する例